

ヤマダニューモバイル Prepaid SIM 利用規約

平成 30 年 8 月 1 日版

Y. U-m o b i l e株式会社（以下、「当社」といいます）はヤマダニューモバイル Prepaid SIM 利用規約（以下「本規約」といいます）を以下のとおり定め、これによりヤマダニューモバイル Prepaid SIM を提供します。

第 1 条（利用規約の適用）

1. 本規約は、当社が提供する「ヤマダニューモバイル Prepaid SIM（以下、「本サービス」といいます）」の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本規約をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。本サービスの利用開始をもって、本規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、本規約を当社が運営する Web サイト（以下、「当社 Web サイト」といいます）に掲載する方法またはその他当社が別途定める方法により、契約者に周知します。
3. 契約者は、本規約およびその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
4. 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、本条第 2 項に定める方法により契約者に周知し、かかる周知後も契約者が本サービスを利用した場合は、契約者がかかる変更を承諾したものとします。

第 2 条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「携帯電話事業者」とは、本サービス提供のために、当社とワイヤレスデータ通信の提供に関する契約を締結している株式会社インターネットイニシアティブをいいます。
- (2) 「本契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、本規約をその内容とします。
- (3) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ、本契約を締結した個人をいいます。
- (4) 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器をいい、契約者が本サービスを利用するために自ら用意する、スマートフォン端末、タブレット端末およびこれらに接続するルータ等の機器をいいます。
- (5) 「SIM カード」とは、端末機器に挿入して使用する、契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり当社から貸与されるものをいいます。
- (6) 「本商品」とは、本サービスの提供にあたり当社から貸与する SIM カードとその説明書をパッケージ化したものをいいます。

第3条（サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、本規約別紙「ヤマダニューモバイル Prepaid SIM サービス一覧」（以下、「別紙」といいます）に定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用には、本商品に含まれる SIM カードを端末機器にあらかじめ接続する必要があります。本商品は、本サービスの内容に応じて複数の種類があります。契約者は自らの責任において、端末機器に適合する SIM カードを選択するものとし、本商品購入後の変更はできないものとしします。

第4条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、日本国内の携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、ワイヤレスデータ通信が利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第5条（契約の成立と期間）

1. 本契約は、契約者が SIM カードを用いて初回通信を行ったことを当社が確認した時点で成立するものとしします。なお、開通手続きは本商品購入日から起算して 10 日以内に行うものとし、当該期間を経過すると利用できない場合があります。
2. 前項の定めにかかわらず、本商品の購入契約（以下、「購入契約」といいます）は、代金支払い後本商品が引き渡された時点で成立し、購入契約成立後の本商品の返品・交換はできません。
3. 本サービスの利用料金は、本商品の購入代金に含まれます。
4. 本サービスの提供期間は、別紙に定めるとおりとします。

第6条（権利等の譲渡制限等）

1. 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利および SIM カードを譲渡することはできません。
2. 契約者は、本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第7条（サービス利用の要件）

本サービスを利用するにあたり、以下の要件が適用されるものとしします。

- (1) 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
- (2) 契約者は、SIM カードにつき、次の事項を遵守するものとしします。

- I. 当社の承諾がある場合を除き、SIM カードの分解、損壊、ソフトウェアのリバース エンジニアリングその他 SIM カードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - II. SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 本サービスの利用が事由の如何を問わず終了した場合、その他 SIM カードを利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく SIM カードを当社に返還するものとします。
 - (4) SIM カードを亡失、損壊した場合に、代替品は提供されません。
 - (5) 本サービスにおいては、本規約の他の部分に定めるほか、本サービスの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

第8条（利用の制限）

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第9条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、別紙の3の定めに従いその通信を制限、もしくは切断することがあります。
4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル

交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5. 前4項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第10条（利用の停止等）

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止または利用を制限することがあります。
 - (1) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき
 - (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - (4) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
 - (5) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
2. 当社は、契約者の個別の連絡先情報を保有していないことから、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じたことについて、当社側から契約者に連絡することはありませんが、契約者から当社のサポート窓口にお問い合わせがあった場合には、所定の本人確認の上、理由（該当する前項各号に掲げる事由）、期間および復旧の条件等について説明するものとします。
3. 前項に基づき取得した契約者の申告情報は、本サービスの提供にのみ使用します。ただし、契約者は、本サービス提供のために業務を委託する目的で、当該情報を、安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対し開示することにあらかじめ合意するものとします。

第11条（契約者の禁止事項）

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (3) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (4) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承

認医薬品等の広告を行う行為貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (8) 自己の ID 情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為
- (9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
- (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (19) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (20) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (21) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
- (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (23) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
- (24) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

第 12 条（契約の解除）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することがあります。

- (1) 本規約に基づく利用の停止等が行われた後 30 日を経過しても契約者から当社に連絡がないとき
- (2) 本規約に基づく利用の停止等が行われ、かつ、当該利用の停止等に係る契約者側の事由が解消されないと当社が判断したとき

第 1 3 条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 1 4 条（その他）

1. 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。
2. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
3. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。
5. 本規約は、日本語により作成された本書が原文であり、当社および契約者を拘束します。本規約について日本語以外の言語による訳文が作成された場合であっても、かかる訳文は参考資料とし、当社および契約者を拘束するものではありません。

附則

本規約は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

以上

別紙「ヤマダニューモバイル Prepaid SIM サービス一覧」

1 適用

本サービスのプランには、次の種別があります。

サービス	プラン	利用可能期間	高速通信
ヤマダニューモバイル Prepaid SIM	プリペイド7日間【使い放題】	開通日※の翌日より7日間	7日間使い放題

※ 初回通信を当社が確認した日。利用可能期間にかかわらず、開通日も本サービスを利用いただけます。

2 料金額

本商品の料金は、以下のとおりです。

サービス	プラン	単位	価格
ヤマダニューモバイル Prepaid SIM	プリペイド7日間【使い放題】	1 契約ごと	オープン価格

3 開通期限

本商品には開通期限があります。本商品購入日から起算して 10 日以内に開通手続きを行ってください。当該期間を過ぎるとご利用いただけない場合があります。

4 通信制限

当社は、以下の条件を超過した場合、本サービスの速度を制限させていただきます。

サービス	プラン	制限内容
ヤマダニューモバイル Prepaid SIM	プリペイド7日間【使い放題】	7日間の通信容量については使い放題となりますが、帯域を継続的かつ大量に占有する通信が確認された場合等、当社が定める一定の通信容量を超えた場合、その後の一定期間速度を制限させていただく場合があります。

5 SIM カードの返却について

本サービスの利用終了後、「SIM カード」を以下の返却先まで送付ください。

返却費用については、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-3-10 田村駒東京本社ビル 5 階
Y.U-mobile 株式会社 「ヤマダニューモバイル SIM カード回収係」

以上